

市第 145 号議案

横浜市交通安全対策会議条例の一部改正

横浜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

横浜市交通安全対策会議条例（昭和46年 6 月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「の各号」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

交通安全対策基本法の一部改正に伴い、横浜市交通安全対策会議の組織に関する規定の整備を図るため、横浜市交通安全対策会議条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市交通安全対策会議条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（委員）

第 3 条 （第 1 項省略）

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

（第 1 号から第 7 号まで省略）

⑧ 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者